

## 《⑧その他の在宅支援》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 ●・・・必ず手帳が必要なサービスです。  
 ■・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等																																																								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級																																																									
	〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕																																																																					
訪問看護	<p>主治医の指示により、訪問看護ステーションの看護師などが障がい者の家庭を訪問し、看護サービスを行います。</p> <p>○サービス内容                      症状の観察・体位変換・食事、排泄の介助・清拭・入浴介助・カテーテル等の管理・家族の介護指導・リハビリテーション等                      ※介護保険適用または医療保険適用で利用料が異なります。</p> <p>【実施施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>指定訪問看護ステーションくりや</td> <td>指方町2217-1</td> <td>58-7897</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>白十字会訪問看護ステーション</td> <td>大和町30</td> <td>33-3200</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>訪問看護ステーションふじわら</td> <td>藤原町37-8</td> <td>34-0352</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>訪問看護ステーションデューン佐世保</td> <td>福石町8-1 しげるビル1階</td> <td>32-6661</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>あいず訪問看護リハビリステーション佐世保</td> <td>山県町6-3-1F</td> <td>59-8140</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>千住訪問看護ステーション</td> <td>宮地町5-5</td> <td>23-9273</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>訪問看護ホームナース</td> <td>相生町2-26 2階</td> <td>37-9099</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>佐世保市医師会訪問看護ステーション</td> <td>祇園町257</td> <td>22-0707</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>訪問看護リハビリステーションエール</td> <td>皆瀬町679</td> <td>37-8733</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>訪問看護ステーションかしまえ</td> <td>日野町856-9</td> <td>28-0381</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>北松中央病院訪問看護ステーションたんぼぼ</td> <td>江迎町赤坂299</td> <td>65-3303</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>訪問看護ステーションこころ佐世保</td> <td>田原町17-27 フォルムアイ101</td> <td>49-3930</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>訪問看護ステーション花いちご</td> <td>光町1-75</td> <td>47-8715</td> </tr> </tbody> </table>															施設名	住所	電話番号	1	指定訪問看護ステーションくりや	指方町2217-1	58-7897	2	白十字会訪問看護ステーション	大和町30	33-3200	3	訪問看護ステーションふじわら	藤原町37-8	34-0352	4	訪問看護ステーションデューン佐世保	福石町8-1 しげるビル1階	32-6661	5	あいず訪問看護リハビリステーション佐世保	山県町6-3-1F	59-8140	6	千住訪問看護ステーション	宮地町5-5	23-9273	7	訪問看護ホームナース	相生町2-26 2階	37-9099	8	佐世保市医師会訪問看護ステーション	祇園町257	22-0707	9	訪問看護リハビリステーションエール	皆瀬町679	37-8733	10	訪問看護ステーションかしまえ	日野町856-9	28-0381	11	北松中央病院訪問看護ステーションたんぼぼ	江迎町赤坂299	65-3303	12	訪問看護ステーションこころ佐世保	田原町17-27 フォルムアイ101	49-3930	13	訪問看護ステーション花いちご	光町1-75	47-8715
		施設名	住所	電話番号																																																																		
	1	指定訪問看護ステーションくりや	指方町2217-1	58-7897																																																																		
	2	白十字会訪問看護ステーション	大和町30	33-3200																																																																		
	3	訪問看護ステーションふじわら	藤原町37-8	34-0352																																																																		
	4	訪問看護ステーションデューン佐世保	福石町8-1 しげるビル1階	32-6661																																																																		
	5	あいず訪問看護リハビリステーション佐世保	山県町6-3-1F	59-8140																																																																		
	6	千住訪問看護ステーション	宮地町5-5	23-9273																																																																		
	7	訪問看護ホームナース	相生町2-26 2階	37-9099																																																																		
	8	佐世保市医師会訪問看護ステーション	祇園町257	22-0707																																																																		
	9	訪問看護リハビリステーションエール	皆瀬町679	37-8733																																																																		
	10	訪問看護ステーションかしまえ	日野町856-9	28-0381																																																																		
	11	北松中央病院訪問看護ステーションたんぼぼ	江迎町赤坂299	65-3303																																																																		
12	訪問看護ステーションこころ佐世保	田原町17-27 フォルムアイ101	49-3930																																																																			
13	訪問看護ステーション花いちご	光町1-75	47-8715																																																																			
条件	主治医の指示により、家庭での療養・看護を必要とされる方																																																																					
申請手続きに必要なもの	訪問看護ステーションに直接申し込むか、主治医に相談してください。																																																																					
問い合わせ先	訪問看護ステーション、医療機関																																																																					

## 《⑧その他の在宅支援》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕													
車いす貸与	<p>サービス内容</p> <p>冠婚葬祭や行事などの参加のために車いすを必要とされる方、またはケガなどで歩行が困難な方に対し、原則1カ月を限度として貸し出します。</p>													
条件	<p>原則、次の要件すべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐世保市に居住している方</li> <li>○身体障害者手帳の制度で車いすを給付されていない方</li> <li>○在宅の方（入院中や福祉施設に入所中の場合は不可）</li> <li>○介護保険で「要支援」や「要介護」に認定されていない方</li> </ul> <p>※上記に該当しない場合でも冠婚葬祭や行事の参加等の理由で一時的に車いすを必要とされる場合</p>													
申請手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車いす貸与申請書（兼借用書）</li> <li>○印鑑</li> </ul>													
問い合わせ先	障がい福祉課													